

兵庫県公報

令和7年7月1日 火曜日 第630号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	2
○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	3
○ まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	3
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	4
○ 公印の廃止及び新調（丹波県民局）	4
公 告	
○ 令和7年度ビッグデータ活用渋滞対策検討業務に係る公募型プロポーザルの実施（道路企画課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	7
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
...	
○ 選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	8
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	9
○ 同 上	9
○ 同 上	10
正 誤	
○ 令和6年3月29日付け兵庫県公報第39号外中	10

告 示

兵庫県告示第582号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名称	制作・配給会社
映画	花嫁クライマックス 続けざまに何人も	新東宝映画
映画	サターン・ボウリング (原題) BOWLING SATURNE (SATURN BOWLING)	サンリス
映画	狂ったリビドー (原題) 破浪男女 (THE CHRONICLES OF LIBIDOIST)	ハーク
映画	KNEECAPニーキャップ (原題) KNEECAP	アンプラグド



兵庫県告示第583号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 兵庫県立丹波医療センター
- 所在地 丹波市氷上町石生2002—7
- 認定年月日 令和7年7月1日
- 認定の有効期限 令和10年6月30日



兵庫県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市山崎町小茅野字板木57の3、57の23、57の25、字後山531の2（次の図に示す部分に限る。）、字白口538の11、538の36、538の53、538の70から538の75まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第585号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

21.8トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海くろまぐろ漁業	18.2トン
兵庫県その他くろまぐろ漁業	3.6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

19.4トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県くろまぐろ漁業	11.9トン
兵庫県その他沿岸漁業	7.5トン



兵庫県告示第586号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



兵庫県告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画公園

9.6.3号三木総合防災公園

2 都市計画を変更した土地の区域

三木市志染町窟屋字岩屋谷、字五台山、字本谷、字中尾、字西谷、字ヤケ尾及び字上ヶ原

同市志染町御坂字岩井口、字市原及び字興三兵衛垣内
 同市志染町三津田字熊ヶ谷、字東栗林及び字亀屋
 同市志染町広野字狐尾谷及び字常尾谷
 同市志染町高男寺字滝ヶ谷
 同市志染町青山一丁目



兵庫県告示第588号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

	同 山崎支部	宍粟市山崎町今宿
	同 和田山支部	朝来市和田山町玉置字前田

」

を

「

	同 山崎支部	宍粟市山崎町今宿
--	--------	----------

」

に改める。



兵庫県告示第589号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06中播位置 0005号	7.6.13	たつの市揖保川町黍田字片又78番1の一部	6.00	56.03



兵庫県告示第590号

1に掲げる公印を令和7年6月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、令和7年7月1日からその使用を開始する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県丹波県民局長印 (丹波土木事務所)

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県丹波県民局長印 (丹波土木事務所)

公 告

令和7年度 ビッグデータ活用渋滞対策検討業務に係る公募型プロポーザルの実施

令和7年度 ビッグデータ活用渋滞対策検討業務について公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 業務概要

- (1) 業務名
令和7年度 ビッグデータ活用渋滞対策検討業務
- (2) 業務内容
ビッグデータを活用した渋滞対策検討に関する業務一式
- (3) 本業務の業務規模の上限価格
23,100千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 業務期間
契約日の翌日から令和8年3月25日まで (予定)

2 資格要件

参加表明者は、別途配布する応募要領で定める資格要件を有すること。

3 事務局及び配布場所・期間

- (1) 事務局
兵庫県土木部道路企画課計画調査班 担当：谷口、西岡
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 (078) 362-3514
- (2) 配布場所
応募要領等を本県のホームページにて公表する。
(ホームページアドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks08/20250701.html>)
- (3) 掲載期間
令和7年7月1日 (火) から同月10日 (木) まで

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | | | |
|--------|------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 西 峠 泰 男 |
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | | | |
|--------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 平 田 炎 |
- イ 変更後
- | | | |
|--------|------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 西 峠 泰 男 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | | | |
|--------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 平 田 炎 |
- イ 変更後
- | | | |
|--------|------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 西 峠 泰 男 |
- 4 変更年月日
令和7年4月18日
- 5 届出年月日
令和7年6月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
- (2) 縦覧期間
令和7年7月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
令和7年11月4日
- (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年7月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町中村字石田12番1、14番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永1005番地44
株式会社TATSUNO 代表取締役 神山聡志
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年10月31日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-21号（6たつの）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	89,751
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	660,941



兵庫県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和7年7月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,162
神戸市灘区	35,968
神戸市中央区	37,036
神戸市兵庫区	30,189
神戸市北区	58,523
神戸市長田区	25,442
神戸市須磨区	43,309
神戸市垂水区	58,479
神戸市西区	64,867
姫路市	138,468
尼崎市	127,794
明石市	84,090
西宮市	132,770
洲本市	11,737
芦屋市	26,270
伊丹市	55,073
相生市	7,619
豊岡市及び美方郡	29,266
加古川市	72,007
たつの市及び揖保郡	29,467
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,876
西脇市及び多可郡	15,937
宝塚市	63,578

三木市	20,438
高砂市	24,150
川西市及び川辺郡	51,351
小野市	12,791
三田市	29,782
加西市	11,562
丹波篠山市	10,889
養父市及び朝来市	13,837
丹波市	16,744
南あわじ市	12,379
淡路市	11,704
宍粟市	9,666
加東市	10,577
加古郡	17,855
神崎郡	11,068

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和7年7月1日

契約担当者

兵庫県立長田高等学校長 藤原 生也

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立長田・長田商業・青雲高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立長田高等学校 神戸市長田区池田谷町2-5
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月18日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社安福冷暖 神戸市西区上新地1-1-6
- 5 落札金額
月額 396,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年5月16日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和7年7月1日

契約担当者

兵庫県立星陵高等学校長 中西 孝弘

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立星陵高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立星陵高等学校 神戸市垂水区星陵台4-3-2
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月18日

- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 安福冷暖 神戸市西区上新地1丁目1番地の6
- 5 落札金額
196,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年5月16日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和7年7月1日

契約担当者

兵庫県立浜坂高等学校長 西岡優子

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立浜坂高等学校 特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立浜坂高等学校 美方郡新温泉町芦屋853-2
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月18日
- 4 落札者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 落札金額（月額・税込）
244,310円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年5月16日

正 誤

○令和6年3月29日付け（兵庫県公報第39号外）
兵庫県訓令第5号（決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
12	5	同部下水道課の項部長専決事項の欄を次のように改める。	同部下水道課の項知事決裁事項の欄を次のように改める。